日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価
	報を収集・活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な把握に努める。	ア 未適用事業所の確実な把握 公共職業安定所が保有する雇用保険の適 用事業所情報、新規設立法人情報や地方 運輸局等が保有する貨物自動車運送事業 者等の社会保険加入状況等の情報等を活 用して、未適用事業所の的確な把握に努 める。		
	エ ウによる手順・基準に基づき、外部 委託先と連携しつつ、呼出や訪問等に よる重点的な加入指導を実施する。 オ ウによる手順・基準に基づき、加入 指導後に届出を行わない事業所に対	イ 未適用事業所への重点的加入指導及び職権適用の実施 平成21年12月末までに民間委託による 文書・訪問による加入勧奨を実施したにも かかわらず、自主的な適用届の提出を行 わない事業所について、重点的加入指導 を実施し、着実に適用へと結びつける。 また、重点的加入指導を3回実施しても加 入の見込みがない事業所については、職 権による適用を実施する。		
	②事業主からの適正な届出の促進 ア 適用事業所の事業主に対する適 正な届出の指導を実施する。 イ 事業所の業種や被保険者の特性 を踏まえて、重点的な事業所調査を実 施する。 ウ 遡及して提出された資格喪失届、 標準報酬月額変更届や全喪届につい て、事実関係の確認を徹底する。	平成21年12月までの取組状況を踏まえ、 以下の事項について3か月間の目標を適	② 各年金事務所においては、重点的加入指導実施事業所数及び立入検査数について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。	
	1980 19	7		

	日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点		評価
すり	る事項 国民年金制度への理解	(1)国民年金の納付率の向上	2. 保険料等収納事務に関する事項 (1)国民年金の納付率の向上	2. 保険料等収納事務に関する事項 (1)国民年金の納付率の向上	日本年金機構 の自己評価	n
付か	け、これを回復させるよう	の最終納付率について、中期目標期 間中、各年度の現年度納付率から4	つつ、平成21年度は特に以下の点につい	について、平成21年度は特に現年度	厚生労働省 の評価	
保未つと	険等の保険料について、 適用事業所の適用を進め つ、収納の確保を図るこ 。その際、市町村や公共	~5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。 また、現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具	いては、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保するこ	ことにより、平成21年12月末時点の 納付率から平成22年3月末までの間	×	
墹連	漢安定所等との効果的な 携に努めること。	体的には、中期目標期間中のできる だけ早い時期に、平成21年度の納付 実績を上回り、その後、更なる改善を 目指す。			9 9	
		実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者	ア 現年度のみ未納者への納付督励 現年度のみ未納期間を有する者に対して、 納付勧奨のチラシを同封した納付書を送 付する。(平成22年2月末から3月中旬を 目途に送付。)			
	* B	効率的に実施する。 イ 保険料の納付督励業務及び免除 等勧奨業務について、要求水準を明 確にして外部委託を行うとともに、適 切な進捗管理を実施する。	イ 市場化テスト受託事業者との連携 アによる納付書送付者に対し、市場化テスト受託事業者との連携による納付督励を実施する。		54	*
	2 A 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		©		, p** * *	g

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価
	ウ 強制徴収については、関係法令に 基づき、適切に実施するとともに、徴 収が困難な事案については、ブロック 本部と年金事務所の連携を密にして、 早期に滞納の解消を図り、保険料収	平成20年度以前着手分について、優先的		
4	入の確保に努める。さらに、必要に応 じ、国税庁に委任する仕組みを適切に 活用する。	11 000		9 0
	エ 口座振替の勧奨及び広報を実施 し、口座振替の促進を図る。口座振替 実施率について、中期目標期間中、毎 年度の口座振替実施率が前年度の当 該率と同等以上の水準を確保すること を目指す。	現金納付による優良納付者に対する口座 振替勧奨を実施する。(平成22年2月初旬		
0 8 0	オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。	741 741		11 Ø 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	カ 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。		G U E	d 12:1 27:32:1
	er U	②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督励納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。	限内納付月数」及び「督励納付月数」 について、平成22年1月から3月まで	日本年金機構 の自己評価 厚生労働省 の評価
		TO THE STATE OF TH	8: B	37 89 81
:#8		7		

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価
保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収めの確保を図ること。その祭、市町村や公共職業安定	険等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等につい て、未適用事業所の適用を進めつつ、 以下の取組により、確実に保険料収	①厚生年金保険等の収納確保に向けて、	険等の徴収対策の推進 ① 厚生年金保険等の収納確保に向 けて、年金記録問題への対応状況を	日本年金機構 の自己評価 厚生労働省 の評価
	ア 口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の促進を図る。厚生年金	,		
	踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度 を除く。)、取組に係る数値目標や具体 的なスケジュールを定めた行動計画を 機構全体及び各年金事務所ごとに策 定し、当該計画に基づき、滞納事業所	滞納事業所に対しては、速やかに保険料 の納付督励を行い、確実な徴収と滞納の		
	ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。			
		②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。 ・収納率及び滞納事業所解消数 ・口座振替実施率	率・滞納事業所解消数及び口座振替	日本年金機構 の自己評価 厚生労働省 の評価

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価
日数や正確性に関する目標を定め、当該目標の達成に向け、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めること。	①以下の取組により、年金給付の迅 速な決定及び正確な支給に努める。	· ·	3. 給付事務に関する事項 ① サービススタンダードの達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する等迅速な決定を行ったか。	
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	<サービススタンダード> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金:3か月以内 ・障害厚生年金:3か月半以内		Q G GG	
5		イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。 ②適正な届出の周知新規裁定者全員に対するパンフレットの送	② 新規裁定者全員に対するパンフ	
**************************************		付や60歳を超える就労者が多い事業所に		の自己評価 厚生労働省 の評価